

一般社団法人岩手県獣医師会災害時動物救護対策要領

(目 的)

第1条 この要領は、動物愛護精神及び人と動物の絆を守る観点から、災害時における動物救護体制を構築し、岩手県内又は近隣の県等で被災した家庭動物（以下「被災動物」という。）の迅速で円滑な救護活動の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 岩手県獣医師会（以下「本会」という。）は、岩手県と本会が締結した災害時における動物の救護活動に関する協定書（平成20年4月30日締結）及び岩手県災害時動物救護本部設置要綱（平成20年4月23日制定、以下「県要綱」という。）に基づき、または、他県獣医師会等からの要請に応じて次の活動を行う。

- (1) 被災動物の応急治療に関すること
- (2) 被災動物の保護・管理に関すること
- (3) 被災動物救護のための各種相談・支援に関すること
- (4) ペットフードや衛生処理用品等の支援物資調達及び提供に関すること。
- (5) 岩手県災害時動物救護本部との協力、連携に関すること。
- (6) その他、目的達成のために必要な活動に関すること。

(組 織)

第3条 本会に次の災害時動物救護支援組織を設置する。

- (1) 総 務 班
- (2) 情 報 班
- (3) 医 療 班
- (4) 支 援 班
- (5) 災害時獣医師派遣隊（DVAT）

2 災害時動物救護支援組織の各班の構成・任務は次のとおりとする。

- (1) 総 務 班
班長：常務理事
班員：本会事務局職員
任務
ア 救護本部との連絡調整
イ 関係機関・団体との連絡調整
ウ 地域支部との連絡調整
エ 支援物資・医薬品の調達・管理
オ その他必要な支援活動

- (2) 情 報 班
班長：学術・広報委員長
班員：学術・広報委員会委員
任務
ア 被災地情報の収集及び記録
イ 被災動物の治療・保護の状況把握及び記録
ウ 本会の被災動物救護活動の県民への広報及び必要な周知

- エ 報道機関対応
- オ その他必要な支援活動

(3) 医 療 班

班長：小動物臨床部会長

班員：小動物臨床部会幹事

任務

ア 被災動物の受入れ病院の確保

イ 被災動物の応急治療

ウ 被災動物の保護・管理

エ 被災動物の健康相談

オ その他必要な支援活動

(4) 支 援 班

班長：産業動物臨床開業部会長

班員：同部会幹事

任務

ア 支援物資の調達・管理及び被災地への提供

イ 支援物資の供給拠点の確保

ウ 避難所等における適正飼養の普及啓発

エ その他必要な支援活動

(5) 災害時獣医師派遣隊 (DVAT)

隊長：会長が指名する隊員

隊員：登録されている隊員

任務

ア 被災現地における状況の把握と情報収集

イ 被災状況と収集情報について会長への報告

ウ 避難所におけるペット飼養者への適切な飼養管理指導

- 3 各支会に地域支部を設置し、地域支部には地域支部長のほか、本会各班組織に準じて支部班長及び支部班員を配置する。

(職務等)

第4条 会長は、本会の動物救護活動を総括する。

- 2 総務担当副会長は、総務班及び情報班を総括し、業務担当副会長は医療班及び支援班を総括する。
- 3 会長が職務の遂行が困難な場合には、副会長が職務を代行することとし、その職務代行の順位は、第1位を総務担当副会長、第2位を業務担当副会長とする。
- 4 地域支部長は、各支会会長があたり地域支部活動を総括する。
- 5 班長及び地域支部班長は、各班の業務を総括する。
- 6 災害時獣医師派遣隊 (DVAT) は会長が直接統括する。

(救護活動の発動)

第5条 災害が発生した際は次により発動する。

- (1) 岩手県災害時動物救護本部が設置された場合は、本会の動物救護活動を総括する会長名により直ちに活動を開始する。
- (2) 岩手県災害時動物救護本部は設置されないが、被災地支会から要請があった場合または他

県獣医師会等から要請があった場合は、会長の判断により稼働する班の範囲等を定めて活動を開始する。

(会 議)

第6条 会議は、会長、副会長及び各班長で構成する対策会議とし、会長が召集する。

なお、岩手県災害時動物救護本部が設置された場合は、県要綱第10条の規定に移行する。

(費用の補填及び経理)

第7条 この活動に要する経費は、原則、県要綱第5条に規定する緊急災害時救済基金を活用し補填に努めるものとし、具体的な内容は細則で定めることとする。

2 前項に係る経理は、会長が管理し、県本部へ報告するものとする。また、本会の支援義援金等による場合は当該活動終了後に収支計算書類を作成し、本会監事の監査を経て理事会に報告する。

(連絡体制)

第8条 本会と支会の連携体制図は、別図のとおりとする。

2 支会の組織体制は、各支会で協議のうえ、別途作成する。

(要領の改正)

第9条 この要領を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月28日から施行する。

(平成22年4月28日 施行)

(平成31年3月5日 一部改正)

岩手県獣医師会災害時動物救護支援組織図

[岩手県獣医師会災害時動物救護対策要領第3条に基づく支援組織]

